

広島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十一年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

| 区 間 | | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|--------------|---------------|------|-----------------|--------------|----|
| 新 | 旧 | | | | |
| 五 | 八・一八 一四・四四 | | | | |
| 一・八五 二五・七 | 一四二・〇五 | | | | |
| 一四二・〇五 | | | | | |
| 拡幅 | | | | | |

呉市郷原町字惣上六七〇七番一 地先から
呉市郷原町字松原六九三三番一 地先まで